

第277回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和2年12月8日(火)

於：県北振興局 天満庁舎

第277回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

- 1、 開催日時 令和2年12月8日(木) 14時00分～15時13分
- 2、 通知年月日 令和2年11月30日
- 3、 公示年月日 令和2年11月30日
- 4、 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
- 5、 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階A会議室
佐世保市天満町1番27号
- 6、 出席委員 宇久小値賀漁業協同組合、安永光幸、川渕芳一、谷川民男、
山中兵恵、西 寛、志水正司、高平真二、大久保照享、後藤正喜、
田添 伸、豊増見喜雄、松本正治
- 7、 欠席委員 浦田和男、眞鍋陽晃
- 8、 出席者 委員会事務局 重井局長、松本次長、細見課長補佐、木村書記
上利係長(壱岐駐在)
漁業振興課 大崎係長
- 9、 議 案
第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
第2号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
そ の 他

10、議 事

開 会 14:00

事務局長

只今より、第277回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、本日の出席者数についてご報告いたします。本日は、浦田委員、眞鍋委員が欠席ですが、13名の委員が出席されていますので、当委員会は成立いたします。

それでは、はじめに、山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

また、本日議案説明のため、漁業振興課から大崎係長が出席しております。

漁業振興課

(挨拶)

(大崎係長)

事務局長

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「志水委員」と「高平委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

・第2号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

・その他
となっております。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、長崎県知事から諮問文が来ておりますので、朗読いたします。

(諮問文朗読、漁業振興課説明)

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

西委員

漁獲可能量をオーバーしたらどうなるのか。

漁業振興課

採捕停止の対象になりますが、漁獲可能量を75%消化した場合は、国の留保枠から追加配分されますので、採捕停止にならないように対応したいと思います。

西委員

漁獲可能量をオーバーしたら違反なのか。

漁業振興課

漁獲可能量を超えそうな場合、超えた場合に採捕停止命令が出されますので、命令中に採捕した場合は罰則があります。

会長 ご質問等もないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

 続きまして、第2号議案「県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。

 事務局の説明を求めます。

事務局 初めに、長崎県知事から協議文が来ておりますので、朗読いたします。
(協議文朗読、事務局説明)

会長 只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

西委員 箱崎地先に設置予定の魚礁の種類を教えてください。

事務局 鋼製タイプの中から検討するように考えています。県が関係者と協議しながら機能を最大限生かせるものを選定していきます。

西委員 魚礁の設置を多数決で決めるのはいかがなものか。慎重に審議してみんなが納得いくやり方で決めていただきたいと思います。

志水委員

新松浦漁協も県北組合長会に大型魚礁を4箇所申し込んだが反対された。最近大型魚礁の同意を取るのが難しくなってきた。なぜ令和3年度以降着工と書かれていないのか。

事務局

今回から協議のタイミングを変更しております、これまで魚礁の設置が県営事業として決まった時点で協議をしていましたが、今回から地元から要望が上がってきた分ということで協議させていただいており、県営事業として決定しているものではありません。今回みなさまにご意見いただいて支障がないかどうか確認した上で県で本当に設置すべきかどうか検討させていただきます。本委員会をもって4件全部設置が決まったというわけではございません。

豊増委員

県北組合長会で志水組合長からあった大型魚礁の設置箇所は様々な許可漁業の操業区域であり、大きな支障があるわけです。今回の壱岐の大型魚礁についてですが、県北海区の漁業者は壱岐対馬から南下してくる魚を獲っているため、魚道が変わらないよう魚礁の設置についてはご配慮いただきたいと思えます。志水委員が県北組合長会で却下されたと言っておりますが、新松浦漁協にも大型魚礁の設置箇所です許可漁業を営んでいる組合員がいます。組合長たちによる判断ではなく、組合員による判断ということをご理解いただきたい。

西委員

魚礁は税金を使うので、全漁業者のためになるような魚礁を設置してもらいたい。どのような漁法にも支障をきたさないような魚礁を入れてもらいたい。それができないのならやめていただきたい。多数決ではなく全員が納得する決め方で魚礁を入れてもらいたい。

会長

ご質問等もないようですので、第2号議案については、漁業調整上の支障はない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は、漁業調整上の支障はない旨、回答することに決定いたしました。

会長

続きまして、その他の件ですが、県から報告があるそうですので、お願いします。

漁業振興課

(長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(案)、長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(案)、漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針(案)について説明)

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

志水委員

令和3年1月1日施行ということだが、どうなるのか。

漁業振興課

まずは、第1回目の漁獲実績の報告が2月10日にありますので、その前に各地区で説明会を開催する予定です。

西委員

これは漁業者にとって大事なことですよね。その他ではなく議案にするべきではないか。

漁業振興課

諮問は法律に基づいたものについてさせていただきます。

西委員

諮問ではなく協議にできるだろう。

漁業振興課

今後は議案にするかどうか事前に調整させていただきたいと思います。

会長

県からの説明はこれで終わりたいと思いますけど、事務局から何かありますか。

事務局

ありません。

会長

委員のみなさまから何かありますか。

西委員

洋上風力発電の件についてどうなったか。

事務局

前回と繰り返しの説明になりますけど、漁業調整委員会は漁業調整上支障があるということであれば指示を出せるなど強力な権限を有していますので、計画が具体的に示されていない中で反対の決議をするのは調整委員会の権限からしても拙速だと思います。今の状況だけ説明させていただきますと、平戸市振興協議会が平戸沖洋上風力発電については同意ができないという請願書を平戸市議会に提出されているようです。議会において請願書が採択される見込みであると聞いております。請願の中身に開発行為がある場合は県として科学的根拠等を精査して関係の漁業調整委員会に情報を開示することとあるようなので今後そういった動きがあるといったことが1点。令和2年3月に長崎県水産部が海洋再生可能エネルギーの漁業調整について方針を定めておりまして、その中に洋上風力発電の導入海域が漁業権が設定されている海域、許可漁業や自由漁業が営まれている海域と重なることが想定され、再エネ海域利用法において促進区域の指定要件として発電事業の実施により漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることと規定されていることから関係漁業者との調整を確実に行うようにすること。あわせて手順につきましては、事業者が当該海域の利用

状況を調査し、関係漁業者が所属する漁協や当該海域に関係する組合長会、漁業種類別の団体等に説明を行い、関係漁業者の理解を得ることとしております。現在の状態で反対決議を出すのではなく、請願書等の状況をみて具体性を持った決議を行った方がいいと思います。

西委員

漁業調整委員会に請願書が出された場合受理するのか。

事務局

受理するかどうかは委員会で決定する。

後藤委員

県が関係漁業者の意見を聞き、漁業者に迷惑をかけないと言っているのに、そこまでこだわらなくていいのではないですか。我々は諮問機関なので、諮問されたときに判断すればいいのではないですか。

西委員

壱岐に共同漁業権を無視した開発案が出ている。案は出たら全部通ってきているため、事前に漁業調整委員会から意見を出したいと思っている。

事務局

開発行為の案が県に出てきた場合、県がそれを無理押ししようとはしません。当然漁業調整委員会に提示されれば、みなさんの意見を聞きながら判断させていただきますので、委員会で反対されれば反対という意見を知事に報告し、それを無視して県が実行に移すことはないです。

会長

今月 18 日に平戸市振興協議会から平戸市議会に請願書を提出します。議会を通れば県に提出されます。他の市がどう考えているか分かりませんが、後世にすばらしい漁場を残すために守るべきところは守らないといけなと考えています。

他に何かご意見等はございませんか。

各委員

なし

会長

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第277回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議、ありがとうございました。

閉 会 15:13

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印